

# 補助金交付申請に際しての留意事項



## 補助対象は事業専用の経費のみ！

補助対象経費は事業実施のために直接必要な経費であり、汎用性の高い備品（業務外での使用があるもの、事業完了後も引き続き財産として利用できる事務機器等）は補助対象外となります。

※ただし例外もあるので必要不可欠な備品の場合にはご相談下さい。



## 委託費の占める割合は50%未満！

委託費は、直接実施することが困難な内容について、事業の一部を委託するために必要な経費であり、その委託契約額です。

※委託費を計上する場合は、あらかじめ業者から見積書をもらい、事業計画書とともに提出する必要があります。



## 説明できないものは補助金返還対象に！

事業計画の別紙「所要額内訳書」において記載した項目以外を補助対象（補助金交付申請）とした場合は、重点的な検査対象となり、改善指導や補助金返還の対象となる可能性があります。



## 不正な利用は罰せられます！

補助金を他事業へ流用する等の不正事実が判明した場合には、最長5年間、本事業への応募ができなくなります。

※この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付されるものであり、不適正な使用が認められた場合には、刑事処罰されることもあります。



## 無理のない補助事業計画を！

翌年3月31日までに終了する事業が補助対象です。内示額満額で補助金交付申請する必要はありませんので、無理のない範囲で申請いただくようお願いいたします。

※申請書様式の電子媒体については、厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikatsu-eisei33/index.htm>

